

鍼灸、あんま・マッサージの施術費の支払方法が変わります

2015年10月施術(受診)分より

鍼灸・あんま・マッサージ・指圧師(以下鍼灸師等という)の治療費(施術料)につきまして、これまでは被保険者が窓口で自己負担分(1～3割)を支払い、残りの治療費は鍼灸師等からの請求に基づき、当組合から直接鍼灸師等へ支払っておりました。しかしながら、この度療養費支給の適正化に向け、全額立替払い(償還払)に変更となります。

施術費用支払方法



変更後の施術料支払方法

- 1 施術を受ける前にファイザー健康保険組合 HP より「療養費支給申請書(はり・きゅう用)」または「療養費支給申請書(あんま・マッサージ用)」を印刷し、お持ちください。
- 2 施術時に上記 1 に鍼灸師等に施術証明をしてもらってください。
- 3 施術後、施術料全額をご自身で窓口でお支払いください。
- 4 後日、①「療養費支給申請書(はり・きゅう用)」または「療養費支給申請書(あんま・マッサージ用)」に、②領収書、③医師の同意書(初回のみ)を添付し、事業所経由で健康保険組合へ申請ください(1カ月分まとめて)。
- 5 当健保組合に申請書到着後(毎月20日到着分翌月払) 審査を行い、支給決定した額を後日療養費として皆さまへお支払いいたします。(通常、事業主経由)

実施時期 2015年10月受診(施術)分から

- *今回の変更に関しては鍼灸・あんま・マッサージ・指圧師についての施術であり、柔道整復師の行う施術についての支払に変更はございません。
- *昨年度施術を受けられた被保険者様・鍼灸師等・関連団体には別途ご案内を送付させていただいております。

鍼灸

はり・きゅうで健康保険証が使える場合

「神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症」の6疾病が対象疾患で、慢性的な疼痛について医療機関での治療の効果が得られない場合で、医師の同意書があるもの。医療機関で対象となる疾患の治療を受けている場合は健康保険が適用されない。

マッサージ

あんま・マッサージで健康保険証が使える場合

「筋麻痺・関節拘縮^{こうしゆく}」であって医療上マッサージを必要とする場合。医師の同意書または診断書が必要。単なる肩こりや筋肉疲労の緩和のための施術は対象外(全額自己負担)。

